

容器包装リサイクル法



活かそう、「資源」に。

▼ お問い合わせ先

経済産業省		住所	TEL		
■ 北海道経済産業局	資源エネルギー環境部	環境対策課	〒060-0808	札幌市北区北八条西2-1-1	011-709-1754 (直通)
■ 東北経済産業局	資源エネルギー環境部	循環型産業振興課	〒980-8403	仙台市青葉区本町3-3-1	022-263-1206 (直通)
■ 関東経済産業局	資源エネルギー環境部	環境・リサイクル課	〒330-9715	さいたま市中央区新都心1-1	048-600-0291 (直通)
■ 中部経済産業局	資源エネルギー環境部	環境・リサイクル課	〒460-8510	名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-2768 (直通)
■ 近畿経済産業局	資源エネルギー環境部	環境・リサイクル課	〒540-8535	大阪市中央区大手前1-5-44	06-6966-6018 (直通)
■ 中国経済産業局	資源エネルギー環境部	環境・リサイクル課	〒730-8531	広島市中区上八丁堀6-30	082-224-5676 (直通)
■ 四国経済産業局	資源エネルギー環境部	環境・リサイクル課	〒760-8512	高松市サンポート3-33	087-811-8534 (直通)
■ 九州経済産業局	資源エネルギー環境部	リサイクル推進課	〒812-8546	福岡市博多区博多駅東2-11-1	092-482-5472 (直通)
■ 内閣府沖縄総合事務局	経済産業部	環境資源課	〒900-0016	那覇市前島2-21-7	098-866-0068 (直通)
■ 経済産業省 産業技術環境局		リサイクル推進課	〒100-8901	東京都千代田区霞が関1-3-1	03-3501-4978 (直通)

●ホームページ: <http://www.meti.go.jp/>

指定法人	住所	TEL
■ (財)日本容器包装リサイクル協会	〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-14 -1 郵政福祉琴平ビル2階 コールセンター	03-5251-4870 ●ホームページ: http://www.jcpra.or.jp/

経 済 産 業 省



経 済 産 業 省

容器・包装ごみの増加…そんな背景から生まれた法律。

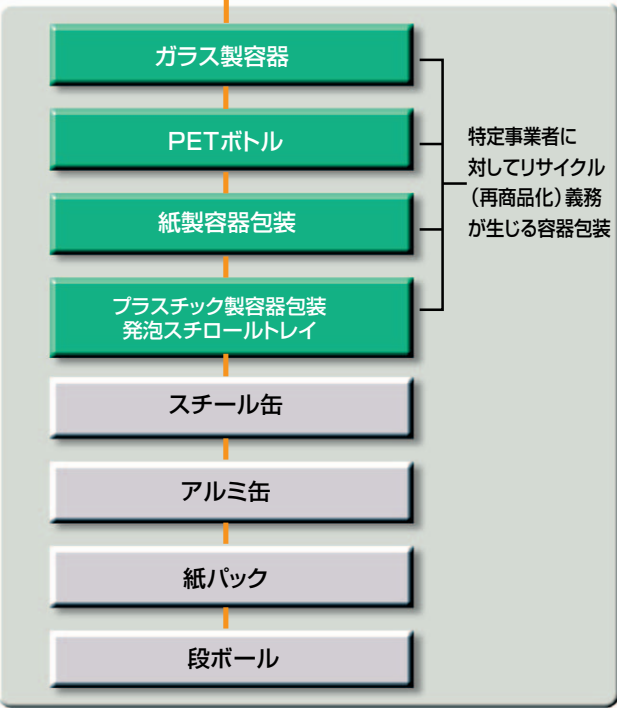
「容器包装リサイクル法」って何？

ごみの60%は「容器」と「包装」

わが国では年間5,059万トン(平成16年度)ものごみが排出されています。そのうち、家庭から排出される生活系ごみは3,405万トンであり、この生活系ごみのうち「容器包装廃棄物」は容積比で約60%もの割合を占めています。こうした「容器包装廃棄物」を「資源」へと甦らせるために、平成7年6月「容器包装リサイクル法^{※1}」が公布され、平成9年4月から施行されました。さらに、平成18年6月には、3R(リデュース・リユース・リサイクル^{※2})を推進するために、同法の一部を改正する法律が公布されました。消費者、市町村、事業者すべての人々が、相互に密接に連携しつつ、それぞれの役割を担い、持続可能な省資源社会の構築に積極的に協力しましょう。

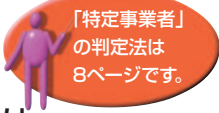
※1) 正式名称:容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
※2) 3R(リデュース:廃棄物の発生抑制、リユース:部品等の再使用、リサイクル:使用済み製品等の原材料としての再利用)

分別収集の対象となる容器包装



事業者にはリサイクルの義務

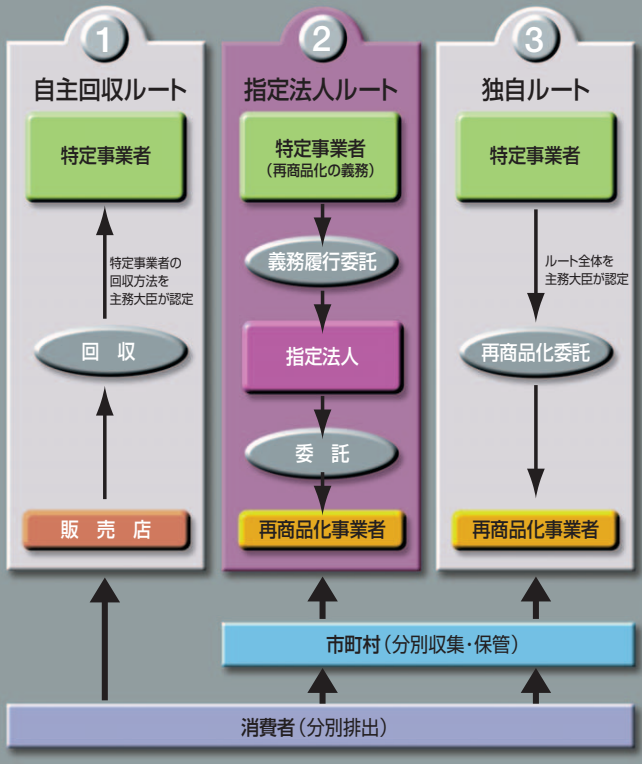
日常業務のなかで、①「容器」「包装」を利用して中身を販売する、②「容器」を製造する、③「容器」および「容器」「包装」が付いた商品を輸入して販売する——中小規模以上の事業者の方々は、原則として、容器包装リサイクル法に定められた「特定事業者」になり、リサイクルの義務を負います。ただし、以下の要件にあたる小規模事業者については、対象になりません。



■小規模事業者(義務対象外)とは

業種	売上高	従業員
製造業等	2億4,000万円以下	かつ 20名以下
商業、サービス業	7,000万円以下	かつ 5名以下

■リサイクル(再商品化)3つのルート



再商品化への取組

容器包装リサイクル法において、特定事業者は資源を有効活用するため、リサイクル(再商品化)をする役割が与えられています。その負担すべき再商品化義務総量は、市町村による分別収集計画量および再商品化可能量に基いて、主務省が算出します。分別収集計画量・再商品化可能量は、国が5か年計画を告示しています。

■平成18年度以降の5年間についての分別収集計画量と再商品化可能量

▼分別収集計画量 (単位:千トン)					
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
ガラスびん(無色)	392	394	395	396	395
ガラスびん(茶色)	335	337	339	340	340
ガラスびん(その他色)	191	193	194	195	196
PETボトル	285	300	316	331	345
紙製容器包装	155	167	176	190	199
プラスチック製容器包装	724	807	893	965	1,011

▼再商品化可能量 (単位:千トン)					
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
ガラスびん(無色)	150	150	150	150	150
ガラスびん(茶色)	160	160	160	160	160
ガラスびん(その他色)	130	140	140	140	140
PETボトル	396	400	403	405	406
紙製容器包装	468	468	468	468	468
プラスチック製容器包装	742	762	850	936	941

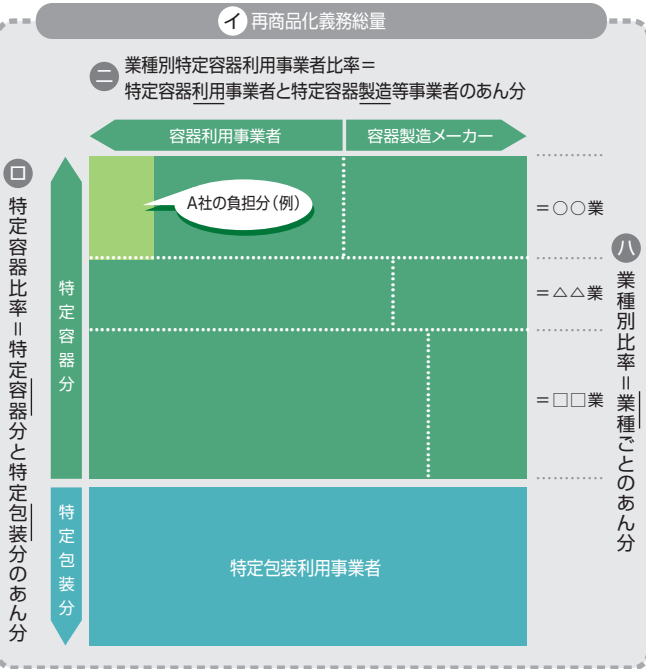
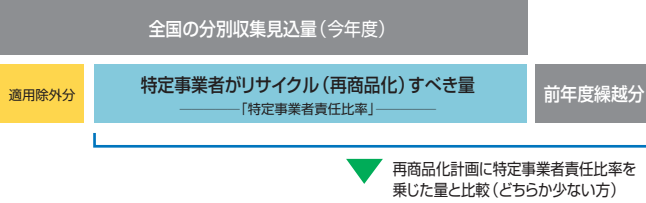
▼再商品化義務総量 (単位:千トン)					
特定分別基準適合物	H18年度の分別収集見込総量(ア):見込	H18年度の再商品化見込総量(イ)	(ア)(イ)のうちいずれか少ない量(見込)を基礎として算出した量	特定事業者責任比率	H18年度の再商品化義務総量
	千トン	千トン	千トン	%	トン
ガラスびん(無色)	392	150	150	93	139,500
ガラスびん(茶色)	335	160	160	79	126,400
ガラスびん(その他色)	191	130	130	88	114,400
PETボトル	285	396	285	100	285,000
紙製容器包装	155	468	*59	96	56,640
プラスチック製容器包装	724	742	724	95	687,800

*:分別収集見込総量から、環境省が調査した市町村独自処理(96千トン)を差し引いた量

再商品化「義務量」の考え方

リサイクル(再商品化)義務量は、特定事業者の容器包装の使用量や製造量のうち、市町村の分別収集を通じて特定事業者による再商品化の対象となる量です。この再商品化義務量は、容器や包装の種類、業種、使用量や製造量等に応じて、国が定める係数を使用して算出します。

■再商品化義務量の算出モデル



A社(特定容器利用事業者)の場合

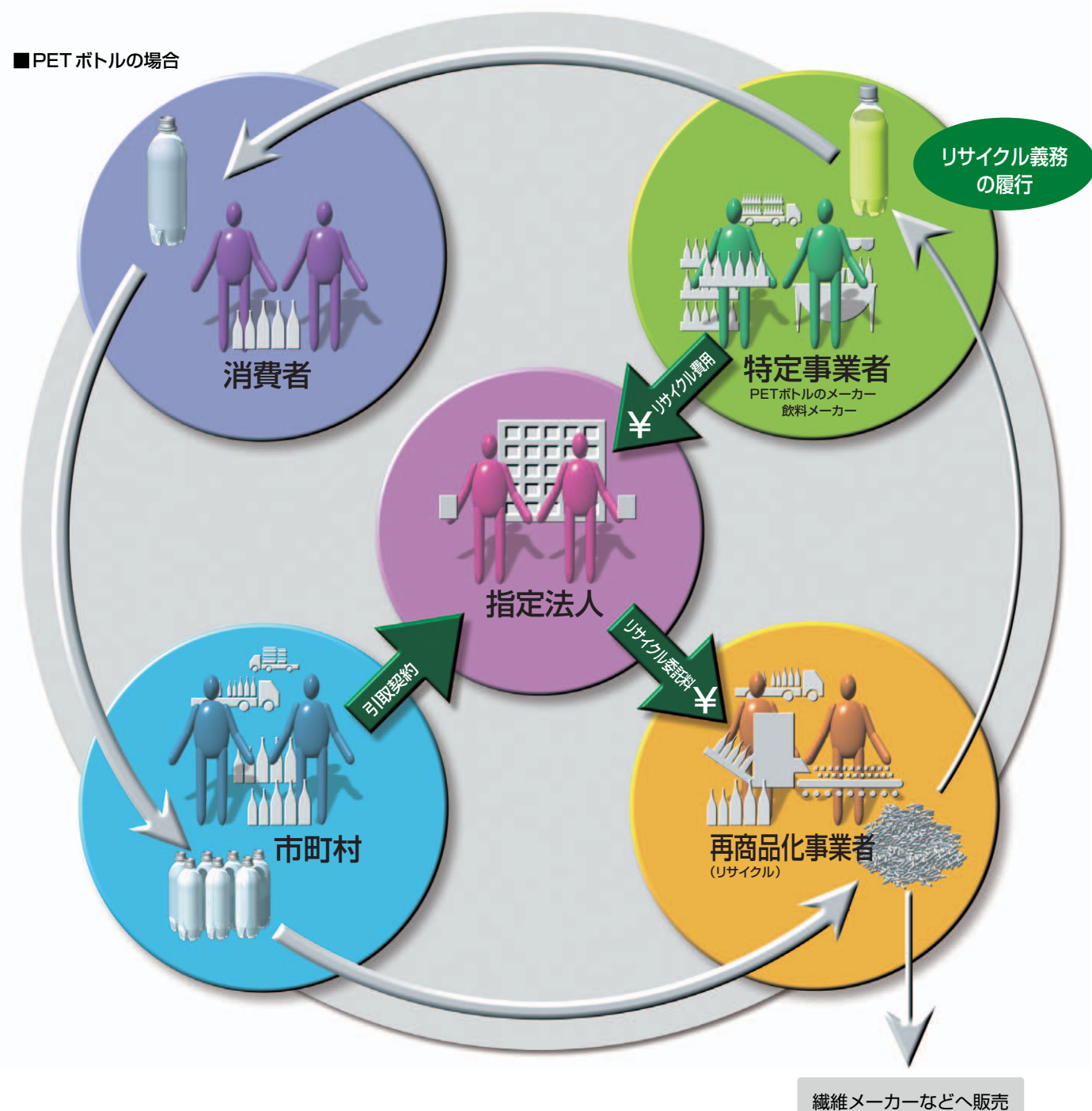
$$\text{再商品化義務量} = \text{イ} \times \text{ロ} \times \text{ハ} \times \text{ニ} \times \frac{\text{個別容器利用事業者排出見込量}}{\text{業種別容器利用事業者総排出見込量}}$$

「ごみ」を、ふたたび「資源」へと、生まれ 変わらせるために。

容器包装リサイクルのしくみ（指定法人ルートによるリサイクルの流れ）

すべての人々が、それぞれの立場でリサイクルの役割を担う——これが容器包装リサイクル法にうたわれた基本理念です。
すなわち、再商品化（リサイクル）の義務を担う「特定事業者」、分別収集を行う「市町村」、分別排出を行う「消費者」…
どれひとつ欠けても、ごみは資源へと生まれ変わることができません。

■PETボトルの場合



■リサイクル（再商品化）の方法

種 類	リサイクル方法	リサイクル製品の例
ガラス製容器	カレット化等	●ガラス製容器 ●建築・土木材料 など
PETボトル	ペレット化等 ポリエステル原料等	●繊維 ●シート ●PETボトル など
紙製容器包装	製紙原料選別 + 燃料化 建築ボード + 燃料化 古紙破砕繊維物等の製造 + 燃料化	●板紙 ●古紙再生ボード ●固形燃料など
プラスチック製容器包装 発泡スチロールトレイ	プラスチック原材料等 油 化 高炉還元 ガ ス 化 コークス炉化学原料化 (燃料化)*	●擬木・車止め・ パレット ●工業用原材料など ●固形燃料など

※その他の手法では円滑な再商品化の実施に支障が生じる場合に利用

特定事業者

- 「容器」「包装」を利用して中身を販売する事業者
 - 「容器」を製造する事業者
 - 「容器」および「容器」「包装」が付いた商品を輸入して販売する事業者
- ★これらの事業者は「特定事業者」と呼ばれ、リサイクルの義務があります。（小規模事業者は適用除外）

「特定事業者」
の判定法は
8ページです。

消費者〈分別排出〉

リサイクルは、消費者一人ひとりのマナーと思いやりからスタートします。市町村ごとに定めている「排出ルール」を遵守してください。また、マイバッグを持参してレジ袋をもらわない、簡易包装の商品を選択する、リターナブル容器を積極的に使うなど、皆様のご理解と協力によって、容器包装廃棄物の排出を抑制することができるのです。

市町村〈分別収集〉

市町村の役割は、①容器包装の収集・分別・洗浄などを行い、法律に定められた「分別基準」に適合させること、②適切な保管施設に保管すること、です。①②をクリアした廃棄物を「分別基準適合物」と呼びます。
指定法人と引取契約を結んだ市町村の分別基準適合物は、指定法人によって引き取られ、さらに次のステップへ。

再商品化事業者

分別基準適合物を運搬・再生加工し、新たな「資源」へと生まれ変わらせるリサイクル事業者。

指定法人

主務5省（財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境）が定めた指定法人、(財)日本容器包装リサイクル協会。
分別基準適合物のリサイクル（再商品化）をスムーズかつ的確に進めます。

特定事業者がリサイクル義務を負う「容器」「包装」とは？

容器包装って何？

「容器」とは商品を入れるもの（袋もこれに含まれます）、「包装」は商品を包むものと、お考えください。
 容器包装リサイクル法では、「商品の購入時にその商品を入れ、又は包むために提供される「容器」又は「包装」（「容器」又は「包装」自体が有償である場合を含みます）」であって、「商品が費消されたり、商品と分離された場合に不要になるもの」を「容器包装」と定義しています。

素材・形状

ガラス製容器	●主としてガラス製の容器（ほうけい酸ガラス製および乳白ガラス製のものを除く）であって、次に掲げるもの	①びん（瓶） ②カップ形の容器およびコップ ③皿 ④（①～③）に準ずる構造・形状などを有する容器 ⑤容器の栓・ふた・キャップその他これらに類するもの
PETボトル	●主としてポリエチレンテレフタレート製の容器（飲料またはしょうゆを充てんするためのもの※）であって、次に掲げるもの ※平成20年度からみりん風調味料やめんつゆ等を充てんするための容器がPETボトル区分に追加される予定です。	①びん（瓶） ②（①）に準ずる構造・形状などを有する容器
紙製容器包装	●主として紙製の容器包装（段ボールを主とするものと飲料用紙容器を除く）であって、次に掲げるもの	①箱およびケース ②カップ形の容器およびコップ ③皿 ④袋 ⑤（①～④）に準ずる構造・形状などを有する容器 ⑥容器の栓・ふた・キャップその他これらに類するもの ⑦容器に入れられた商品の保護または固定のために、加工・当該容器への接着などがなされ、当該容器の一部として使用される容器 ⑧包装
プラスチック製容器包装	●主としてプラスチック製の容器包装（PETボトル以外のもの）であって、次に掲げるもの	①箱およびケース ②びん（瓶） ③たる、おけ ④カップ形の容器およびコップ ⑤皿 ⑥くぼみを有するシート状の容器 ⑦チューブ状の容器 ⑧袋 ⑨（①～⑧）に準ずる構造・形状などを有する容器 ⑩容器の栓・ふた・キャップその他これらに類するもの ⑪容器に入れられた商品の保護または固定のために、加工・当該容器への接着などがなされ、当該容器の一部として使用される容器 ⑫包装

複数素材からなる容器包装の判別法
 容器包装を構成する素材のうち最も重いもの（重量ベースで最も比率が高いもの）に分類します。

上記以外は 対象外です

対象外 1

中身が「商品」ではない場合

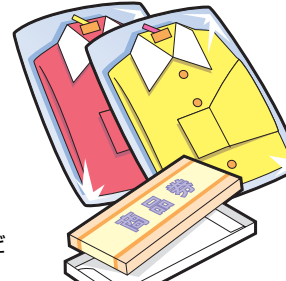
- 手紙やダイレクトメールを入れた封筒
- 景品を入れた紙袋や箱
- 家庭で付した容器や包装 など



対象外 2

「商品」ではなく「役務の提供」に使った場合

- クリーニングの袋
- 商品券などに付した容器や包装など



対象外 3

中身と分離した際に不要にならないものや商品の一部であるもの

- CDのケース
- 書籍の外カバー
- 楽器・カメラなどのケース
- 人形のガラスケース など



対象外 4

社会通念上の判断によるもの

- 商品全体を包んでいる面積が1/2に満たないもの
- ラベル・ステッカー・シール・テープ類
- 「容器」「包装」と物理的に分離されて使われているもの
- にぎり寿司の中仕切りなど



容器包装の「判断目安」と「主な例」

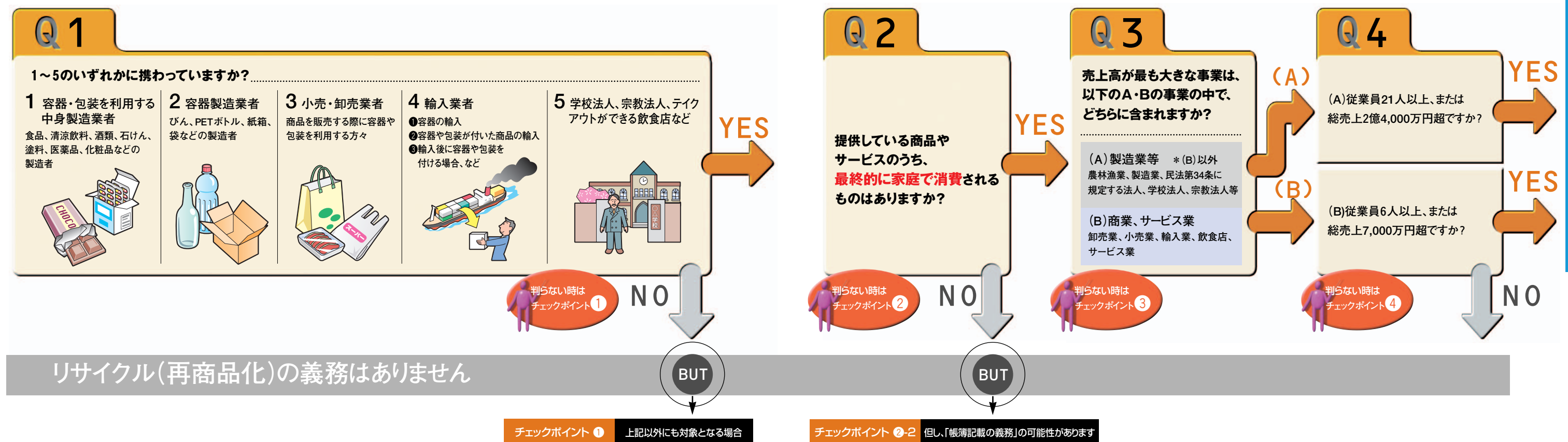
容器の例	中身の商品と分離した場合に不要となる容器	●お菓子や玩具の空き箱 ●靴や家電製品の空き箱 ●ポケットティッシュの袋 ●口紅やスティック糊の入れもの ●飲料や納豆などのマルチパック ●たばこなどのオーバーラップ ●スーパー等が販売時に出すレジ袋・紙袋（有料のものを含む*） ●デパート等が販売時に出す贈答用の箱（有料のものを含む*） ●トイレットペーパーなどの集積包装 ●カップ麺のシュリンクパック ●飲料パックのストローの袋 ●弁当の割り箸の袋…など
包装の例	中身の商品と分離した場合に不要となる包装	●デパートなどの包装紙（有料のものを含む*） ●生鮮食品のトレイなどを包むラップフィルム ●ハンバーガー・キャラメルなどを包む紙・フィルム ●コンビニで販売する弁当を包むストレッチフィルム…など ●書籍販売時に包装するカバー（有料のものを含む*） *商品全体を包むのに必要な最低面積の1/2を超えている包装材は対象です。野菜の結束用テープ・靴下の帯状ラベルなどは対象外になります。
社会通念上、容器又は包装であると考えられるもの	ふた・キャップなど、容器や包装の一部になっているもの	●容器の栓・ふた（カップ麺のふた・プリンなどのふた） ●キャップ（エアゾール缶のオーバーキャップ） ●シャンプーなどに付属するポンプや引き金式のノズル ●中ぶた（液状の化粧品ボトルの中ぶた） ●容器の口のシール （チューブ入りの調味料の口のシールなど）
	商品の保護または固定のために使われるもの、ふたやトレイに準ずるもの	●部品用の型枠 ●クレヨンケースの中敷 ●発泡スチロール製の緩衝材 ●商品を包む柔らかいシート状およびネット状のもの ●パックに入ったイチゴの表層面やバターを表層を覆ったフィルムなど、ふたに準ずるもの ●ワイシャツの形を保つための台紙

※平成18年の容器包装リサイクル法の改正に伴い「容器包装」の定義が変更され、商品の容器及び包装自体が有償である場合も「容器包装」に含まれることになりました。有償で提供される容器又は包装であっても、それと同時に購入される商品を入れ、又は包むためのもの、すなわち商品と一体性を有するものとして提供される場合には、「容器包装」に該当します。

あなたの「リサイクル義務の有無」がわかるチャートです。

特定事業者の判定法

※それぞれの質問で判らない時、判断に迷った時は、下欄のチェックポイントをご覧ください。



チェックポイント ①

容器や包装を扱う「事業部門」がある場合は、Q2へ進んでください。

チェックポイント ②

＜1＞「家庭で消費」されないケースとは？

容器や包装を利用していても、家庭で消費されるものが全くない場合とは、次のような例を指します。ただし、そのような場合でも、帳簿の記載義務は生じます。帳簿の記載義務については14～15ページをご覧ください。

- レストランで使用されるソースのビニール袋(但し、レストランにおいて「事業活動により費消され」、一般廃棄物となるとは考えられないものの場合)
- 会社員が購入し、オフィスで消費されるPETボトル
- 全量病院へ納品され、その利用後は病院で処分されている医薬品を入れたガラスびん等

●海外旅行用品として販売している「おむすび」(乾燥米)のうち、海外で消費された分(海外において排出されたものは家庭での消費に含まない)

＜2＞「帳簿記載の義務」について

＜Q2＞の事例に該当しなくても、＜Q4＞でYESに該当する場合、帳簿記載の義務が生じます。リサイクル(再商品化)義務量を正しく計算したり、また後日、確認を行うためにも、記帳を行っておくことが大切です。また帳簿は、1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間保存しなければなりません。詳しくは14～15ページをご覧ください。

チェックポイント ③

売上高のほぼ同じ事業が2つ以上ある場合は、各事業の①売上高、②従事する従業員数、③施設規模から総合的に判断して大きな事業の含まれている方(AまたはB)を選択してください。主たる事業が建設業、運輸・通信業、不動産業などであっても、商品の製造・販売などの事業を行っている部門があれば、その事業に携わっていることになります。

チェックポイント ④

＜1＞従業員の考え方

従業員は事業ごとに分けて考えるのではなく、事業体全体で考えてください。具体的に従業員とは、

- ① 支店等を複数有する場合は全体の人数を合計し、
 - ② 「常時使用する従業員の数」(変動がある場合は、直近の事業年度における最多の従業員の数)で判断します。
- ここで、「常時使用する従業員の数」は、労働基準法、中小企業基本法の解釈に従うこととなります。一般的には、パート、アルバイトは含まれませんが、ここでいうパート、アルバイトとは、次のような「解雇の予告を必要としない者」を指します。
- 日々雇い入れられる者

- (ただし、1か月を越えて引き続き使用されるに至った場合を除く)
- 2か月以内の期間を定めて使用される者
(ただし、2か月を越えて引き続き使用されるに至った場合を除く)
- 季節的に4か月以内の期間を定めて使用されるもの
(ただし、4か月を越えて引き続き使用されるに至った場合を除く)
- 試用期間中の者
(ただし、14日を越えて引き続き使用されるに至った場合を除く)

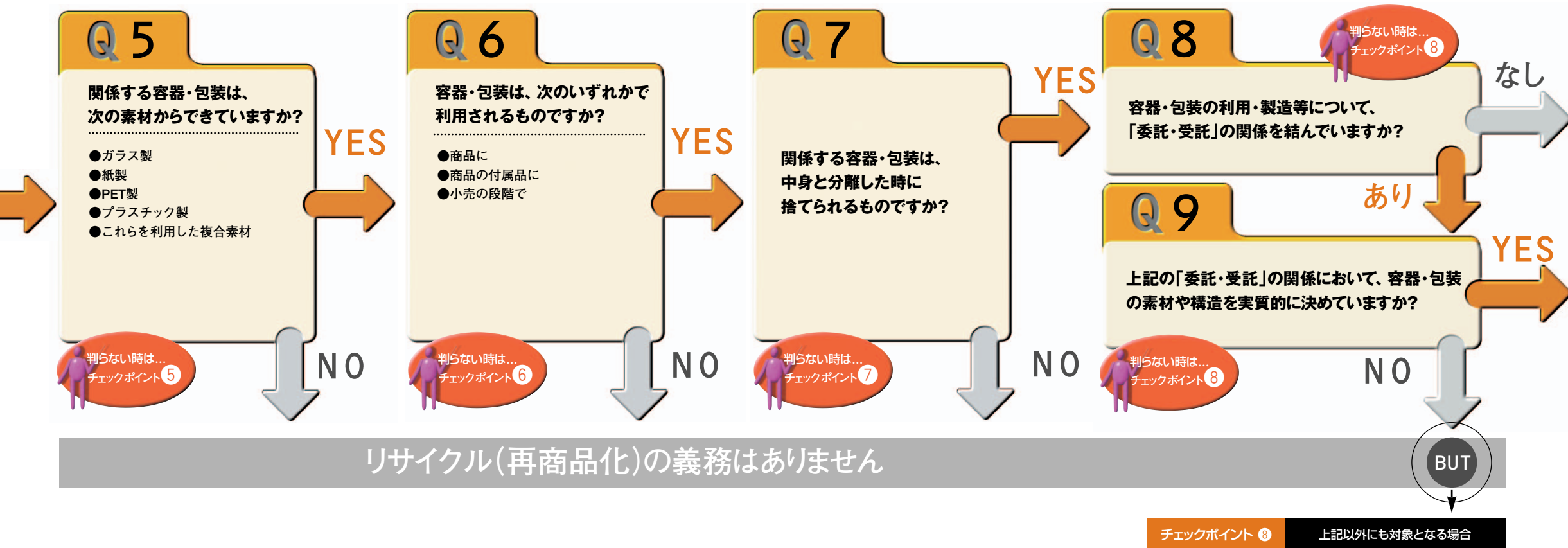
＜2＞総売上の考え方

ここでいう「総売上」とは、社会通念上、一般に想起される売上高を指します。このため、事業者自らが決算に用いるものを用いて差し支えありません。また、事業体が全体でどれだけの収入を得ており、どれだけの経済力を有しているかを判断するため、事業体全体の売上高で考えてください。事業ごとの売上高のカウントは、通常以下に行われると考えます。

- 鉱業・工業：商品資産の売却高をカウント
- 運送業・サービス業：提供した便益の対価をカウント
- 卸売業・小売業：商品資産の売却高をカウント
- 農林・漁業：商品資産の売却高をカウント

特定事業者の判定法

※それぞれの質問で判らない時、判断に迷った時は、下欄のチェックポイントをご覧ください。



特定事業者

容器包装リサイクル法における義務が適用されます



チェックポイント ⑤

〈1〉ガラス製、紙製、PET製、プラスチック製の考え方

〈Q5〉の、容器・包装の「素材」とは、6ページに定義されている内容を指します。なお、セロハン、葦(あし)製の紙、パルプモールドに対する判断は、19ページの「事例判定集」⑨をご覧ください。

〈2〉複合素材の考え方

分離するのが困難な複数の素材でできている容器包装については、容器包装を構成する素材のうち重量ベースでもっとも比率が高い素材の容器包装に分類してください。

●複合素材の一例：フィラーシート(炭カル量50%以上)で成型したトレイは、炭カル製容器であり、プラスチック製以外の容器包装となり、対象外。

チェックポイント ⑥

〈Q6〉でいう、容器・包装の「利用対象」は、商品及び商品の付属品を指しています。

- 景品やサービス(レンタルビデオやクリーニング)はその範囲に入りません。
- 見本(試供品等)については、明確に通常の商品と分けられている場合は対象外ですが、外見上、販売されている商品とまったく区別できないものを試供品、見本等と称して無料配布する場合は対象となります。
- その他、7ページの「容器包装の主な例」や、18ページの「事例判定集」②④⑤に例を掲載しておりますので、ご覧ください。

チェックポイント ⑦

中身と分離したときに捨てられるものか否かの判断は、7ページの「容器包装の主な例」や、18ページの「事例判定集」⑨をご覧ください。

チェックポイント ⑧

容器・包装を利用する事業者から、容器の製造を受託する事業者については、利用事業者からの素材・構造の指示の有無、程度を問わずに特定事業者になります。委託・受託の関係の詳細については、20ページの「事例判定集」⑬をご覧ください。

チェックポイント ⑨

容器包装リサイクル法における義務の内容については、4～5ページをご覧ください。

★義務を怠ると
罰則規定が適用されます。
(詳しくは14ページをご覧ください)



「指定法人」へ委託料を支払うことで、義務を果たせます。

「委託料」の考え方と算出方法

「排出見込量」×「算定係数」×「委託単価」＝それが「委託料」です

「委託料」をどれだけ支払うか——まず、前年度の排出量を基にした「排出見込量」を算出します。ポイントは、利用(製造等)したもの(①)のうち、自ら回収したもの(②)、事業活動により費消されたもの(③)を分けて、最終的に家庭から排出される廃棄物となった分(①－②－③)だけ申告することです。こうした計算を自ら行える事業者は「自主算定」を、事業活動により費消された分の把握が困難な場合は「簡易算定」となります。

排出見込量 (kg) = **①** (「前年度に販売した商品」に利用した特定容器・包装の量 (kg)) - **②** (①のうち、自ら(又は委託して)回収した量 (kg)) - **③** (①-②のうち「事業活動により費消された商品」に用いた量 (kg))

*「特定容器製造等事業者」の場合は“利用”を“製造等”に読みかえてください。

個々の特定事業者がリサイクル(再商品化)すべき量を、簡便に算出するために係数化されたのが「算定係数」。リサイクル・コストなどから算出されたのが「委託単価」——いずれも毎年変わり、係数の根拠となる量と比率は国から、また「委託単価」は指定法人から発表される——この2つに「排出見込量」をかけた数字が、指定法人への「委託料」です。

委託料 (円) = **排出見込量 (kg)** × **算定係数** × **委託単価**

いつ、どこへ申し込む？

委託のお申込や委託契約は、指定法人である(財)日本容器包装リサイクル協会で受け付けています。具体的なリサイクル(再商品化)義務量の算出方法、お申込方法等については、(財)日本容器包装リサイクル協会のコールセンター(TEL:03-5251-4870)へお問い合わせください。なお、全国の「商工会議所」および「商工会」も指定法人への委託のお申込等の代行を行っています。この場合には、お近くの商工会議所・商工会へお問い合わせください。

■リサイクル(再商品化)実施の流れ

委託契約 手続	前年度	12月	指定法人による委託申込受付の開始(12月～1月)
		1月	委託申込締切(2月～3月)
		2月	契約締結締切(3月)
リサイクル (再商品化) 実施期間	当年度	4月	指定法人との委託契約開始/再商品化事業開始
		1月	指定法人への委託料支払
		3月	事業終了
委託料 精算	次年度	7月	委託料の精算

分割払いもできます

指定法人への委託料が10万円を超える場合は、分割払いもできます。また、委託料は金額の多寡によって支払回数・時期が異なります。

年間委託料	支払回数	4月	7月	10月	翌年1月
10万円以下	一括払い	—	100%	—	—
10万円超～3000万円未満	一括払い	—	100%	—	—
	3分割	—	50%	25%	25%
3000万円以上	2分割	50%	50%	—	—
	4分割	40%	30%	15%	15%

委託料を計算しましょう

「排出見込量」を算出できますか？

排出見込量 (kg) = **①** (「前年度に販売した商品」に利用した特定容器・包装の量 (kg)) - **②** (①のうち、自ら(又は委託して)回収した量 (kg)) - **③** (①-②のうち「事業活動により費消された商品」に用いた量 (kg))

*「特定容器製造等事業者」の場合は“利用”を“製造等”に読みかえてください。

*容器包装リサイクル法では、「自主算定」を原則としています。上記②、③を把握するよう努めてください。

算出できる▶

「自主算定」

委託料 (円) = **排出見込量 (kg)** × **自主算定係数** × **委託単価**

★「委託料の算出方法」をご覧ください

算出できない▶

「簡易算定」

委託料 (円) = **「前年度に販売した商品」に利用した特定容器・包装の量 (kg)** - **自ら(又は委託して)回収した量 (kg)** × **簡易算定係数** × **委託単価**

★「委託料の算出方法」をご覧ください

「前年度に販売した商品」に利用した特定容器・包装の量(kg)と自ら又は他者への委託により回収した特定容器・包装の量(kg)を割り出す。

*「特定容器製造等事業者」の場合は“利用”を“製造等”に読みかえてください。

指定法人(財)日本容器包装リサイクル協会より 《オンライン手続き》 ホームページからご利用いただけます

再商品化委託の申込みは、指定法人である(財)日本容器包装リサイクル協会のホームページからオンラインで手続きできます。オンライン手続きを利用されることによって、特定事業者の皆様の利便性・操作性を高め、手続きの簡素化を実現しています。再商品化義務量、委託料金などが自動計算されます。

初めての方もぜひオンライン画面を開いてご覧ください。

ホームページURL: <http://www.jcpra.or.jp/>

オンラインによる申込みについてのお問い合わせ先

(財)日本容器包装リサイクル協会オペレーションセンター: 03-5610-6261



リサイクル義務を果たすためのポイント。

手続き・制度について

帳簿の記載事項・記載例について

■ 記載事項(特定事業者)

1	リサイクル(再商品化)義務量
2	義務量を算定する際に用いた排出見込量
3	■ 利用事業者 当該年度の特定容器包装の利用見込量
	① 販売した商品に用いた特定容器包装の量(前事業年度) ② 販売する商品に用いる特定容器包装の見込量(特定容器包装の利用を開始する時または終了する時) ③ (初年度に商品に用いた特定容器包装の量／初年度商品販売月数)×12 〈特定容器包装の利用を開始した年度の次年度の場合または次々年度において次年度の実績量が確定していない場合〉
3	■ 製造等事業者 当該年度の特定容器の販売見込量
	① 販売した特定容器の量(前事業年度) ② 販売する特定容器の見込量(特定容器の製造等を開始する時または終了する時) ③ (初年度に販売した特定容器の量／初年度商品販売月数)×12 〈特定容器の製造等を開始した年度の次年度の場合または次々年度において次年度の実績量が確定していない場合〉
4	2. の排出見込量を自主算定した場合
5	2. の排出見込量を簡易算定した場合
6	■ 利用事業者 特定容器包装を用いた商品を輸出している場合
	① 特定容器包装の種類 ② 特定容器包装の量 ③ 特定容器包装を用いた商品の輸出先
6	■ 製造等事業者 特定容器を輸出している場合
	① 特定容器の種類 ② 特定容器の量 ③ 特定容器の輸出先
7	自主回収の認定を受けている場合
8	① 認定を受けた特定容器の種類 ② 認定を受けた特定容器の量 ③ 認定を受けた特定容器の回収方法
	特定容器包装の種類、回収方法
9	指定法人与リサイクル(再商品化)契約を結ぶ場合の契約事項
	① リサイクル(再商品化)契約を締結した年月日 ② リサイクル(再商品化)契約に係るリサイクル(再商品化)される特定分別基準適合物の量 ③ リサイクル(再商品化)契約に係る委託料金の支払期限およびこれを支払った年月日

(注):「自主算定」「簡易算定」を、ひとつの表に混在させて書きこんではいけません。

特定事業者が義務を怠ると罰則規定が適用されます

再商品化の義務を負う特定事業者が、万一この義務を履行しない場合は、国による「指導、助言」、「勧告」、「公表」、「命令」を経て「罰則」が適用されます。

- ① 再商品化義務を履行しない場合
- ② 帳簿の記載をしなかったり、虚偽の記載をしたり、帳簿を保存しない場合
- ③ 主務大臣から業務の報告を求められたときに、報告をしなかったり、虚偽の報告をした場合
- ④ 主務大臣から立入検査を求められたときに、これを拒んだり妨げたりした場合

*①に対しては、「指導、助言」、「勧告」、「公表」を経て「命令」が出され、これに従わなかった場合に限り、100万円以下の罰金が科せられます。
②～④に対しては、20万円以下の罰金が科せられます。

■ 記載例(特定容器利用事業者／自主算定方式のケース)

業種区分

食料品製造業、清涼飲料製造・茶・コーヒー製造業、酒類製造業、油脂加工製品・石鹸・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業等、医薬品製造業、化粧品・歯磨・その他の化粧品用調整品製造業、小売業、その他の事業

容器包装区分

ガラスびん(無色・茶色・その他の色)、PETボトル(飲料(酒類を含む)又は食用油用)、その他紙製容器、その他プラスチック製容器

記載「項目」が異なります

「特定容器製造等事業者」のケース

「特定包装利用事業者」のケース

①:特定容器の名称等		*容器を「包装」に
同左		(この項削除)
②:当該年度における特定容器の製造販売個数(個)		①:特定包装の入荷量(kg)
③:当該年度において販売した特定容器の量(kg)		②:①のうち当該年度において使用する量(個)
特定容器を輸出した場合		(この項削除)
④:輸出した量	*用いたを「ふされた」に	*容器を「包装」に
同左		
⑤:日本国内に販売された特定容器の量(kg)		*容器を「包装」に
同左		同左
同左		*容器を「包装」に
同左		同左

特定容器(*)を用いた商品の名称 (おおむね同じ形状・色・重量の容器を複数の商品に用いている場合には、それらを一つの欄に纏めて計算することは可)	洗剤用ボトル
材料の構成・種類等	その他プラスチック
①:特定容器1個当たりの重量(★注1) (g)	33
②:当該年度において特定容器(*)を用いた商品の販売個数 (個)	2,530,000
③:当該年度に販売した商品に用いた特定容器の量 ①×②=③(kg)	83,490
特定容器を(*)用いた商品を輸出した場合	④:その容器(*)の量(kg) なし 輸出先(国及び企業等の名称) ー
⑤:日本国内に販売された商品に用いた特定容器(*)の量 ③ー④=⑤(kg)	83,490
⑥:⑤のうち自ら又は他者への委託により回収する量 (kg)	なし
⑦:[⑤ー⑥]のうち事業活動により、費消された量 (kg)	4,120
⑦が算定できない場合	⑧:[⑤ー⑥]から、事業活動により費消した特定容器の量を控除する前の量 ⑧=⑤ー⑥(kg) ー
	⑨:事業系比率 (%) ー
	⑩:100ー事業系比率 (%) ー
⑪:容器包装廃棄物排出見込量 ⑤ー⑥ー⑦ 又は ⑧×⑩(kg)	79,370
⑫:算定のための簡易係数(指定法人が算出した自主算定の場合の係数)(★注2)	0.40084
再商品化義務量 ⑪×⑫(kg)	31,815

指定法人との委託契約に係る事項

1.契約締結年月日	年	月	日	3.委託料金の支払期限	年	月	日
2.予定委託数量	kg			4.委託料金の支払年月日	年	月	日

(★注1):特定容器〔又は包装〕の1個〔枚〕当たりの重量は、複数の特定容器〔又は包装〕の重量を実測(おおむね10個〔枚〕以上)し、その平均値をグラム単位(小数点以下第1位を四捨五入する)で求めたものを用いる。ただし、整数1桁以下の場合には、有効数字2桁(3桁目を四捨五入する)の重量とする。また、当該特定容器包装と取手等が一体となっており、分離が困難な場合には、これらを含めた重量とする。

(★注2):算定係数は、各年度の係数を用いること(「委託料の算出方法」参照)。

容器包装廃棄物の排出抑制促進措置のポイント

平成18年の法律改正で指定容器包装利用事業者※が容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため、「判断の基準となるべき事項」に基づく取組が義務付けられました。

※指定容器包装利用事業者の属する業種として、以下の小売業が指定されています。

各種商品小売業
繊維・衣服・身の回り品小売業
飲食品小売業
自動車部分品・附属品小売業
家具・じゅう器・機械器具小売業
医薬品・化粧品小売業
書籍・文房具小売業
スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業
たばこ・喫煙具専門小売業

小売業者の判断の基準となるべき事項の概要

1. 目標の設定
容器包装の使用の合理化を図るための目標を定め、これを達成するための取組を計画的に行う。
2. 容器包装の使用の合理化
例えば次に掲げる取組により、容器包装廃棄物の排出の抑制を相当程度促進する。
①容器包装の有償による提供、容器包装を使用しないように誘引するための景品等の提供、繰り返し使用が可能な買物袋等の提供、容器包装の使用についての意思の確認等
②薄肉化・軽量化された容器包装の使用、適切な寸法の容器包装の使用、商品の量り売りの実施、簡易包装化の推進等
3. 情報の提供
店頭において掲示を行うこと等により、消費者による容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための情報を提供する。
4. 体制の整備等
責任者の設置等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対する研修を実施する等の措置を講ずる。
5. 安全性等の配慮
容器包装の安全性、機能性等に配慮する。
6. 容器包装の使用の合理化の実施状況等の把握
容器包装を用いた量並びに実施した取組及びその効果を適切に把握する。
7. 関係者との連携
国、関係地方公共団体、消費者、関係団体及び関係事業者との連携協力を図るよう配慮する。

定期報告

指定容器包装利用事業者のうち前年度において容器包装を用いた量が50トン以上の事業者（容器包装多量利用事業者）には毎年度6月末日までに指定の様式による報告が義務づけられています。

定期報告・帳簿の記載事項について

1	前年度の容器包装を用いた量	日本国内に販売された商品に用いた容器包装の量
2	当該容器包装を用いた量と密接な関係をもつ値	① 売上高 ② 店舗面積 ③ その他の当該容器包装を用いた量と密接な関係をもつ値
3	容器包装の使用原単位	容器包装を用いた量／当該容器包装を用いた量と密接な関係をもつ値
4	判断の基準となるべき事項に基づき実施した取組その他の容器包装の使用の合理化のために実施した取組及びその効果	① 目標の設定 ② 容器包装の使用の合理化 ③ 情報の提供 ④ 体制の整備等 ⑤ 安全性等の配慮 ⑥ 容器包装の使用の合理化の実施状況等の把握 ⑦ 関係者との連携

容器包装多量利用事業者が義務を怠ると罰則規定が適用されます。

容器包装多量利用事業者が定期報告及び帳簿の保存義務等を履行しない場合には「罰則」が、また、定期報告の内容等に基づく容器包装廃棄物の排出の抑制の促進の状況が判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分である場合には、国による「指導、助言」、「勧告」、「公表」、「命令」を経て「罰則」が適用されます。

- ① 定期の報告を行わない場合
- ② 定期報告において虚偽の報告をした場合
- ③ 帳簿の記載をしなかったり、虚偽の記載をしたり、帳簿を保存しない場合
- ④ 主務大臣から事業の状況について報告を求められたときに、報告をしなかったり、虚偽の報告をした場合
- ⑤ 主務大臣から立入検査を求められたときに、これを拒んだり妨げたりした場合
- ⑥ 定期報告の内容等に基づく容器包装廃棄物の排出の抑制の促進の状況が判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分である場合

※①～⑤に対しては、20万円以下の罰金が科せられます。
⑥に対しては、「指導、助言」、「勧告」、「公表」を経て「命令」が出され、これに従わなかった場合に限り、50万円以下の罰金が科せられます。

こんなケースは？「容器包装リサイクル法」事例判定集

特定事業者のリサイクル(再商品化)義務の範囲など、個々のケースにおける具体的な解釈について特に問い合わせが多く寄せられている事例を、ここで紹介しましょう。

1. 構造

事 例	考 え 方	判 定
ワイシャツの販売時に、襟を固定するため付けられた①PET素材のサポーター(見える部分)②内側紙③ボタン部分の蝶キーパー	「容器に入れられた商品」の保護・固定のために加工され、容器の一部として使用されると考えられるため……	「特定容器」である



事 例	考 え 方	判 定
鮮魚や精肉スライスをトレイとラップで包装して販売する際に、水や血などを吸収するため敷くもの(吸水シート)	商品を保護するために容器の一部として使用されると考えられるため……	「特定容器」である



事 例	考 え 方	判 定
紙おむつを販売する際に入れる袋(ポリエチレン製・巾着状)の口を縛るヒモ状のもの(同素材)	袋の構成要素であり、袋の一部と考えられるので……	「特定容器」である

事 例	考 え 方	判 定
びんに貼ってあるステッカーやシールのうち、剥がしてびんと分離できないもの	容器の一部と考えられるので……	「特定容器」である

事 例	考 え 方	判 定
クッキーやパンの留め具	容器の栓、ふた、キャップ、その他これらに類するものと考えられるので……	「特定容器」である

2. 商品か否か？

事 例	考 え 方	判 定
商品の説明書を入れるための袋	説明書も商品の一部と考えられるので……	「特定容器」である



事 例	考 え 方	判 定
パチンコホールの景品を入れる袋(ホールの名前入り)	風俗営業法上、景品を出すことは「賞品の提供」となるため……	対象外



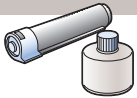
事 例	考 え 方	判 定
通信販売を行う際に付した容器や包装	サービス(役務)の提供ではなく、商品の販売のために使われるので……	「特定容器」である

3. 不要性

事 例	考 え 方	判 定
インスタントカメラのフィルムのカートリッジ	商品が費消された時に不要となるので……	「特定容器」である



事 例	考 え 方	判 定
コピー機などのトナーを入れるプラスチック製ボトル(カートリッジ)	中身の商品(トナー)を費消すれば不要となるので……	「特定容器」である



4. 有料か否か？

事 例	考 え 方	判 定
「入れ物持参」を提唱する販売業者が、利用者の求めに応じて、商品の販売時にその商品を入れるためのレジ袋などを有償で提供した場合	有償で提供される容器又は包装であっても、それと同時に購入される商品を入れ、又は包むためのもの、すなわち商品と一体性を有するものとして提供される場合には、「容器包装」に該当することになり……	販売業者は「特定容器利用事業者」として義務を負う

5. 利用形態

事 例	考 え 方	判 定
商品の輸送のみを目的として付された梱包材	通常、販売店などで除去され事業系廃棄物として適正処理されるものであり、①商品の配送役務に伴う梱包材であること、②商品パッケージとして消費者に提供されない、③消費者には廃棄処理責任が生じない、という理由から……	対象外



6. 素材

事 例	考 え 方	判 定
セロハン	紙とは、植物性の繊維を絡み合わせ、膠着(こうちやく)するなどの工程を経て製造されたものである。セロハンはこの工程を経ず日本商品分類上も紙と別のものとして位置付けていることから、紙には当たらないので……	「紙製容器包装」ではない



事 例	考 え 方	判 定
葎(あし)を原料とした紙	葎の繊維を絡み合わせ、膠着(こうちやく)するなどの工程を経て製造された場合は……	「紙製容器包装」である



事 例	考 え 方	判 定
植物繊維を絡み合わせ膠着(こうちやく)させて製造したパルプモールドから製造された容器包装	紙とは、植物性の繊維を絡み合わせ、膠着(こうちやく)するなどの工程を経て製造されたものであるから……	「紙製容器包装」である



事 例	考 え 方	判 定
紙、アルミ、プラスチック三層構造の容器包装材で、重量比が3:6:1(アルミニウムが主)の場合	「主として何製であるか?」—容器包装を構成する素材のうち重量ベースで最も主要なもの—という考え方から、この場合はアルミニウム製容器包装となり……	再商品化義務の対象外



事 例	考 え 方	判 定
生分解性プラスチック製の容器包装	プラスチックの定義である「高分子を必須成分として含み、加工時に流動性を利用して賦形、製品化する材料」という判断基準を満たしていれば……	「プラスチック製容器包装」である



事 例	考 え 方	判 定
容器の栓・ふた・キャップのリサイクル(再商品化)義務量算出法	素材に応じて算出……	容器本体と同材質であれば、本体の重量に加えて算出する。一方、PETボトルのプラスチック製キャップは「その他プラスチック製容器包装」として、ガラスびんの王冠は「王冠の素材に対応する容器包装」として、(容器本体とは別個に)義務量を算出する

7. 特定容器か特定包装かの基準

事 例	判 定
エアゾール缶2本を巻くプラスチック製のシュリンクフィルム	端部が閉じていれば「特定容器」、両端が閉じていなければ「特定包装」

事 例	判 定
緩衝材として使われる空気の入ったエアークッション	包装用として利用されているものは「特定包装」。しかし、同じものであっても箱の中に入れられ商品の保護を目的にしているものは、容器の一部と考えられ「特定容器」

8. 事業者の規模・業種

事 例	考 え 方	判 定
パート、アルバイトは「従業員」か?	労働基準法の解釈から「解雇の予告を必要としない者」は非従業員。具体的には—①日々雇い入れる場合(ただし継続して1か月超の雇用に至った場合は従業員とみなされる)、②2か月以内の期間を定めて雇用する場合、③季節的に4か月以内の期間を定めて雇用する場合、④試用期間中(14日間以内)の場合(ただし②③④とも所定の期間を超えて引き続き雇用した場合は従業員とみなされる)	一般的には「従業員ではない」が、それぞれのケースで、左記①～④により判断することが必要

事 例	考 え 方	判 定
建設業、サービス業が「特定容器利用事業者」になる場合は?	容器や包装を付した商品の販売を行わない限り……	「特定容器利用事業者」ではない

9. 業務内容

事 例	考 え 方	判 定
販売業者が、魚卸売業者から(無地のトレイにのせられラップでパックされた状態の)魚を仕入れ、自社ラベルを貼って販売した場合	販売業者が(卸売業者に対して)、特に委託して容器包装を付したのでなければ……	トレイにのせてラップでバックした者が「特定容器利用事業者」となる

事 例	考 え 方	判 定
コンビニエンスストアが、弁当メーカーに対して、自社の商標等の表示を指示し、自社(ブランド)名で販売する場合	不特定に売られている弁当を仕入れて販売する場合は、弁当メーカーが「特定容器利用事業者」となるが……	コンビニエンスストアが「特定容器利用事業者」の義務を負う

事 例	判 定
スーパー内に別会社の店舗が入っている場合、小売の際に付す容器包装の再商品化義務は、どうなるか?	義務対象者は原則別会社である。ただし、スーパーが容器包装の種類等を統一するなど、その使用を指示しており、使用量も把握し売上も帰属している場合はスーパー

事 例	判 定
一般に売られている紙コップ等を、持ち帰り用の容器に転用した場合	転用した者が、特定容器利用事業者の義務を負う

10. 業種区分

事 例	考 え 方	判 定
清涼飲料メーカーが「紙コップ」を使い販売する場合	①ハンバーガーショップで飲料のテイクアウト用に使う場合、②小売店や清涼飲料メーカーが自動販売機で飲料を販売するために使う場合、③野球場などで飲料を販売する際に使う場合	いずれも「販売～小売段階」で付される容器であるため業種は、「小売業」となる



事 例	判 定
百貨店などが、複数メーカーの商品をセットにして販売する「セット商品」の場合（PB商品を除く）	中身商品については、個々のメーカーが「特定容器利用事業者」の義務を負う セット商品の「外箱」については、百貨店（小売業）が義務を負う

事 例	判 定
コーヒー・お茶メーカーは、容器包装リサイクル法上、「何業」に分類されるか？	「飲料であるか否か」で判断する。例えば、茶葉、インスタントコーヒー、粗挽きコーヒーなど飲料の原材料メーカーは「茶・コーヒー製造業」に、コーヒー飲料・茶系飲料メーカーは「清涼飲料製造業」に分類される

事 例	判 定
スーパーマーケットのバックヤードにおいて食品の製造加工をし、それを店頭で販売しているような場合、その際使われたトレイ等の容器はどの業種区分になるか？	「同一店舗内」であることを条件として、物品の製造加工の際に用いられたトレイ等の容器の業種は「小売業」となる

11. 自主回収

事 例	判 定
スーパーマーケットがトレイを店頭回収してメーカーに無償で渡した場合	スーパーは自己の回収量（自ら又は委託して回収した量）として控除することができる。また、メーカーがスーパーに委託して回収している場合は、メーカーの回収量（委託による回収）に、共同で回収している場合は、両者の回収量とみなされる（「特定事業者による容器包装廃棄物として排出される見込量の算定のためのガイドライン」のⅣ-2. 留意事項①～⑧参照）

12. 業務用出荷量の考え方

事 例	考え方	判 定
業務用として出荷するジュースをびんに充填するボトル等はリサイクル義務を負うか？	ガラスびん（特定容器）の利用者（特定容器利用事業者）として、利用状況について帳簿記載の義務を負う（法38条）が……	当該ジュースが「事業活動に伴い費消される商品」であるか否かにかかわらず、①当該ガラスびんの回収率がおおむね80％以上であれば、自主回収の認定を受け（法18条）、残る20％の未回収分に係るリサイクル義務量は免除される②また、ガラスびんについて自ら又は他者に委託して回収量を把握している場合には、再商品化義務量算定時に当該ガラスびんの利用量から「自ら又は他者に委託して回収する量」を控除して排出見込量を算出することができる さらに、当該ジュースが「事業活動に伴い費消される商品」である場合には、③上記②に加えて、再商品化義務量算定時に当該ガラスびんの利用量から「事業活動に伴い費消される商品に用いた量」（当該ジュースに用いたガラスびんの量）を控除して排出見込量を算出することができる

13. 輸出

事 例	判 定
輸出した量についても帳簿の記載・保管義務があるか？	義務がある
事 例	判 定
他社で製造した商品を日本国内で仕入れて輸出した場合	両者に受託関係が無く、仕入れ後に容器包装を施すことが無ければ輸出した事業者は特定事業者とならず、帳簿記載義務もない

事 例	判 定
他社に製造委託した商品（自社ブランド品）を輸出した場合	製造委託し輸出した者が帳簿記載義務を負う

14. 利用事業者／製造等事業者となる基準

事 例		判 定
《容器メーカー（容器）⇒中身メーカー（商品・容器）⇒中間業者⇒小売業者》 上記のケースで、容器に関して小売業者の指示（素材・構造・自己の商標を使用するなど）があった場合		小売業者が「特定容器利用事業者」、容器メーカーが「特定容器製造等事業者」として義務を負う
事 例	考え方	判 定
国内ワイシャツメーカーが、①容器を国内容器メーカーに製造依頼し、②海外ワイシャツメーカーへ①を輸出させ、③容器に詰められたワイシャツを輸入した場合	容器メーカーは容器の輸出量として製造販売量から控除できる（ただし帳簿記載義務あり）が……	輸入したワイシャツメーカーが「特定容器利用事業者」「特定容器製造等事業者」2つの義務を負う

事 例	考え方	判 定
国内製造品のウイスキーについて、流通業者が「販売元（中身メーカー（ウイスキーメーカー）以外の業者）」を表示した場合	一般的に製造者と併記されている「販売元：〇〇（株）」については、取扱業者を明示しているにすぎず、商標の指示とまでは言えないことから……	中身メーカー（ウイスキーメーカー）がガラスびんの「利用事業者」となる

15. 受託・委託関係を伴う場合の適用事業者となる基準

事 例	判 定
PB製品を中身メーカーで詰めてもらうよう委託し、その容器は別の容器メーカーが製造する場合	委託者が「特定容器利用事業者」、容器メーカーが「特定容器製造等事業者」として義務を負う

事 例	考え方	判 定
容器包装を付した商品を輸入委託した場合	容器包装リサイクル法「委託・受託関係にある場合の義務対象者について」により……	輸入委託者が「特定容器利用事業者」「特定容器製造等事業者」として2つの義務を負う

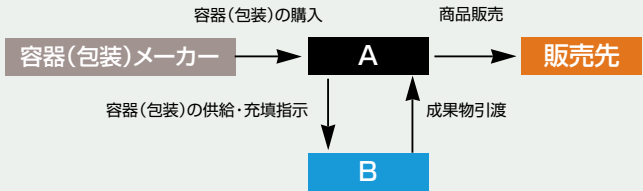
事 例	考え方	判 定
委託商品として、他者へ試作品づくりを（容器ととも）指示し、後に試作品づくりを行った業者が商品として納入・販売した場合	委託内容を契約書等により確認しなければならないが、容器の素材・構造・自己の商標使用などを「指示」した場合は……	委託した側が「特定容器利用事業者」「特定容器製造等事業者」として2つの義務を負う



AがBへ委託 この場合、誰が「特定事業者」？

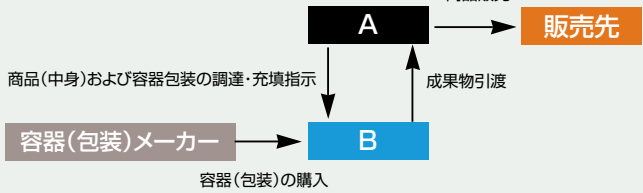
利用についての委託

1. 容器への充填や包装のみを委託する場合（充填委託）



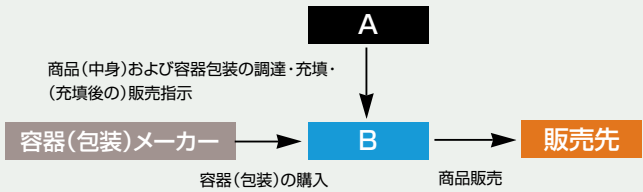
Bは、充填する行為のみを受託するわけであり、実質的に①容器包装を決め、②用いた者はつねにAとなるため、Aが特定事業者（利用事業者）となる。

2. 商品および容器包装の調達・充填を委託する場合（プライベートブランド等）



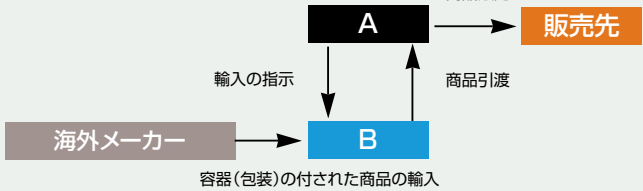
Aが容器包装の素材・構造・（Aの）商標使用などを指示した場合はAが、それ以外はBが特定事業者（利用事業者）となる——「どちらが実質的に決めているか？」で判断。

3. 商品や容器包装の調達・充填および販売を委託する場合（販売委託）



Aが容器包装の素材・構造・（Aの）商標使用などを指示した場合はAが、それ以外はBが特定事業者（利用事業者）となる——「どちらが実質的に決めているか？」で判断。

4. 容器包装の付された商品の輸入を委託する場合（輸入委託）

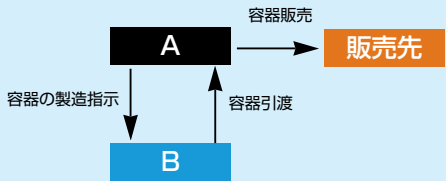


実質的に①容器包装を決め、②用いた者は、ABいずれの場合も考えられる。この場合、Aが容器包装の素材・構造・（Aの）商標使用などを指示した場合はAが、それ以外はBが特定事業者（利用事業者）となる——「どちらが支配的か？」で判断。

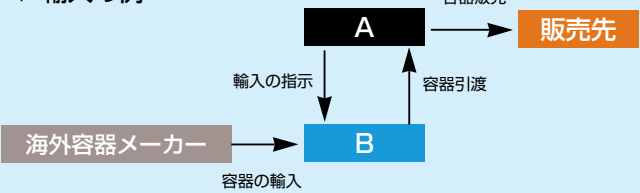
製造等についての委託

1. （非特定容器利用事業者Aが）特定容器の製造や輸入を委託する場合

▼ 製造の例



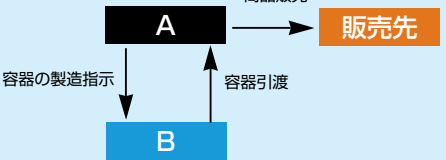
▼ 輸入の例



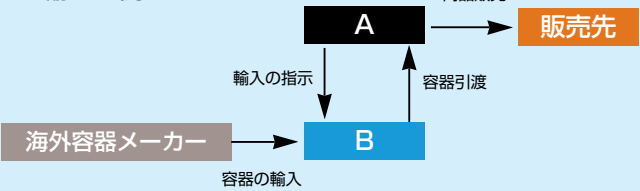
Aが容器の素材・構造・（Aの）商標使用などを指示した場合はAが、それ以外はBが特定事業者（製造等事業者）となる——「どちらが実質的に決めているか？」で判断。

2. （特定容器利用事業者Aが）特定容器の製造や輸入を委託する場合

▼ 製造の例



▼ 輸入の例



委託者Aが特定事業者（利用事業者）である場合は、Aからの指示の有無・程度などを問わず、容器の製造を受託した者（この場合はB）もつねに特定事業者（製造等事業者）となる。

「識別マーク」を表示してください。

識別マークの目的は、消費者がごみを出すときの分別を容易にし、市町村の分別収集を促進すること。

改正前の資源有効利用促進法(正式名称:「資源の有効な利用の促進に関する法律」)に基いて、

飲料用のスチール缶やアルミ缶と食料品(しょうゆ、乳飲料等)・清涼飲料・酒類のPETボトルにはすでに

識別マークが義務化されていましたが、平成13年4月からプラスチック製容器包装と紙製容器包装が加わりました。



プラスチック製容器包装
食料品(しょうゆ、乳飲料等)、清涼飲料、酒類のPETボトルを除く



紙製容器包装
飲料用紙パック(アルミ不使用のもの)と段ボール製のものを除く



飲料用スチール缶



飲料用アルミ缶

対象事業者、対象容器包装

- 容器包装の利用事業者、容器の製造事業者、容器包装を付した商品の輸入販売事業者が表示義務を負います
- なお小規模事業者も、再商品化義務の場合と違って、識別マーク表示義務が免除されていません
- 再商品化義務と識別表示義務は、事業のために消費する商品の容器包装には、原則として適用がありません

識別マーク(プラマークと紙マーク)の表示方法

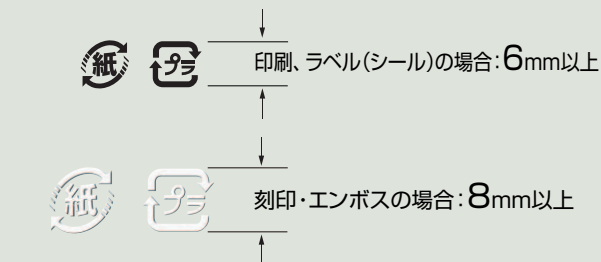
① 表示の原則

● デザイン

原則として、この解説に示したデザインとします。ただし、同一性が損われず、はっきり識別されれば、多少の変更や装飾が可能です。

● サイズ

上下の長さが次のように決まっています。



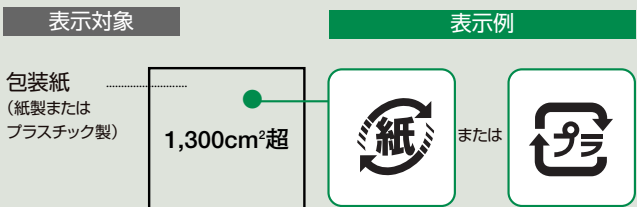
● 表示方法

容器包装の表面に1か所以上、印刷し、ラベル(シール)を貼り、または刻印をすることにより表示します。

⑤ 包装紙

●小売店が使用する包装紙(紙製、プラスチック製)は、1,300平方cm以下であれば表示義務がありません。しかし、発注段階で裁断形状がわかっている場合には、識別表示が望ましいとされています。

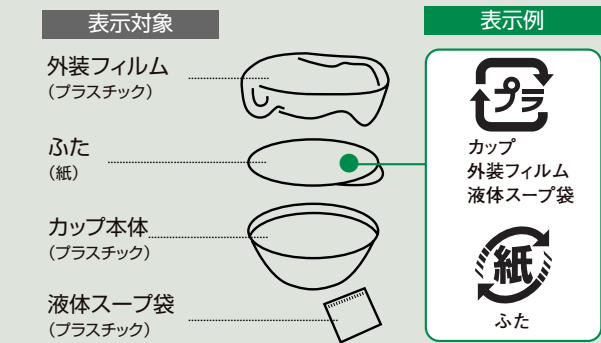
●なお、特定の商品を包装するために製造される包装紙は、1,300平方cm以下でも識別表示が必要です。



② 多重容器包装と一括表示

●例えば、カップ麺の容器(カップ+ふた+外装フィルム+スープ袋)や、シャンプーのボトル(ボトル+キャップ+ポンプ)のように、いくつかの分離できる部分で構成されているもの、または菓子箱(内袋+外箱)のように容器包装に入った商品にさらに容器包装を付したものは、構成部分のそれぞれ(法令では、ある構成部分に対する他の部分を「一体容器包装」と呼ぶ)を1つの容器包装とみなします。この場合、識別マークは各構成部分に直接表示するのが原則です。

●ただし、ほぼ同時に捨てられる構成部分については、まとめていずれかの部分に一括して表示することができます。その場合、各構成部分の名称(法令では「役割名」と呼ぶ)を、そのマークに併記します。



⑥ 輸入品

輸入品でも、次の場合には識別表示の義務があります。

●輸入する商品の容器包装の素材、構造、自己の商標等に関する指示をした場合

●輸入品の容器包装に印刷、ラベルまたは刻印で日本語が表示されている場合

■ 罰則

識別表示の義務を負う事業者(指定表示事業者)が、定められた表示をせず、また、遵守事項を守らない場合は、資源有効利用促進法の規定に基づき、国による「勧告」*、「公表」、「命令」を経て「罰則」が適用されます。

*: 中小企業基本法に規定する小規模企業者その他の政令で定める者であって、収入金額が政令で定める要件に該当する者は、勧告の対象から除かれます。

▼識別表示に関するお問合せは…

主務省庁	TEL	ホームページ
経済産業省 産業技術環境局リサイクル推進課	03-3501-4978	http://www.meti.go.jp/
財務省 理財局総務課たばこ塩事業室	03-3581-4464	http://www.mof.go.jp/
国税庁 課税部酒税課	03-3581-4161	http://www.nta.go.jp/
厚生労働省 医政局経済課	03-3595-2421	http://www.mhlw.go.jp/
農林水産省 総合食料局食品産業企画課食品環境対策室	03-3502-8246	http://www.maff.go.jp/
環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室	03-5501-3153	http://www.env.go.jp/

指定法人	TEL	FAX	ホームページ
財団法人 日本容器包装リサイクル協会 企画調査部(識別表示担当)	03-5532-8591/8558	03-5532-9698	http://www.jcpra.or.jp/

清刷り、ガイドライン等	TEL	FAX	ホームページ
プラスチック容器包装リサイクル推進協議会	03-3501-5893	03-5521-9018	http://www.pprc.gr.jp/
紙製容器包装リサイクル推進協議会	03-3501-6191	03-3501-0203	http://www.kami-suisinkyo.org/

プラスチックの材質表示	TEL	FAX	ホームページ
日本プラスチック工業連盟	03-3586-9761	03-3586-9760	http://www.jpif.gr.jp/

自主的表示	TEL	FAX	ホームページ
飲料用紙容器リサイクル協議会	03-3264-3903	03-3264-3376	
段ボールリサイクル協議会	03-3248-4851	03-5550-2101	http://www.danrikyo.jp/
全日本一般缶工業団体連合会	03-3866-7388	03-3865-9350	http://www.ippancan.or.jp/

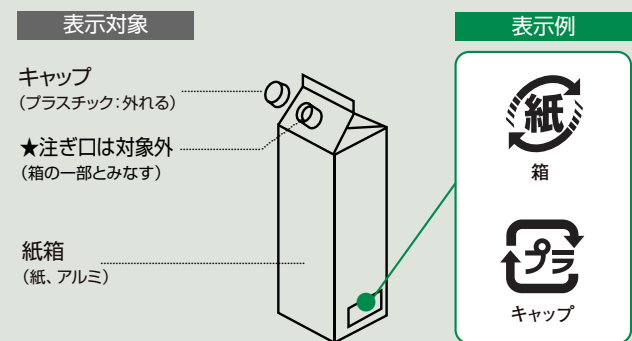
スチール缶、アルミ缶、PETボトルの表示	TEL	FAX	ホームページ
スチール缶リサイクル協会	03-5550-9431	03-5550-9435	http://www.steelcan.jp/
アルミ缶リサイクル協会	03-3582-9755	03-3505-1750	http://www.alumi-can.or.jp/
PETボトルリサイクル推進協議会	03-3662-7591	03-5623-2885	http://www.petbottle-rec.gr.jp/

③ 複合素材・複合材質

●例えば、日本酒用紙箱(アルミ使用)のプラスチック製注ぎ口や、プラスチックボトルに貼った紙ラベルのように容易に分離できないもの、またはアルミとプラスチックを貼り合わせた材料で作った容器包装の場合は、分離できないかたまりを1つの容器包装とみなします。そして、その中で最も重い材質のマークを、分離できない部分のいずれかの上に表示します。

例えば、プラスチックとアルミと紙からできている容器包装で、プラスチックが最も重ければ、主としてプラスチック製の容器包装としてプラマークを表示します。

●ただし、PETボトルの胴巻き型プラスチック製シュリンクラベルは、ミシン目が入って外れやすくなったものが多くなってきたことから、左記②の多重容器包装の構成部分として扱われています。



⑦ 材質表示

●プラスチック製容器包装について、使用されているプラスチックの種類またはその他の素材の種類を表示することは、法的義務はありませんが、望ましいこととされています。

●自主的に表示する場合であっても、材質の記号はJIS K 6899-1 2000(ISO1043-1 2001)に従う必要があります。

●また、複合素材・複合材質については、主要な構成材料を含め2つ以上を表記し、主要な材料に下線を引きます。

●一括表示の場合は、下記の例のように役割名と材質記号の間にコロン(:)を付します。

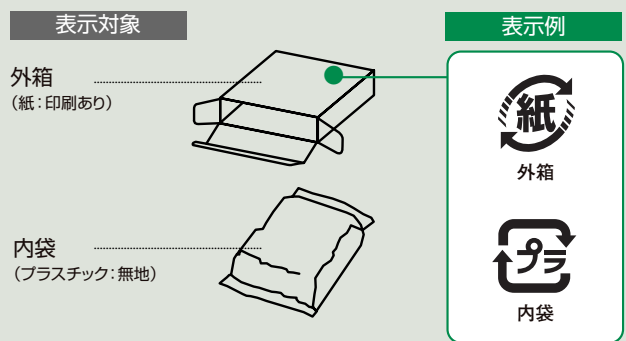


④ 無地や表示不可能な容器包装

●ラベルが貼られているものや、刻印可能な成形工程で作られるもの(現に刻印がなくても)は、無地に該当しません。

●無地や物理的に表示不可能な容器包装は、他に分離できる構成部分(左記②の「一体容器包装」)があって、その中に識別表示義務のあるもの(飲料用スチール・アルミ缶、食料品(しょうゆ、乳飲料等)・清涼飲料・酒類PETボトル、プラスチック製・紙製容器包装:法令では「関連容器包装」という)が含まれている場合には、「一体容器包装」のいずれかに、識別マークに役割名を併記して表示します。この場合、無地や物理的に表示不可能な容器包装とほぼ同時に捨てられる「一体容器包装」があれば、その上に表示します。

●他の構成部分の中に「関連容器包装」が含まれていないか、あってもそのすべてが無地が表示不可能であれば、表示義務はありません。



⑧ 表示ガイドライン

●業界団体は、識別表示の円滑な実施のために、業界ごとのガイドラインを作成し、会員事業者はそれに従うことが期待されます。

⑨ 自主的表示

●飲料用紙パック(アルミ不使用)、段ボール製容器包装、一般缶は、識別表示の法的義務はありませんが、関係業界団体が自主的にマークを採用し表示することになっています。

